

職業訓練と「義務教育」に関する一考察

職業能力開発総合大学校 田中 萬年

はじめに

職業訓練の受講者、特に新規学校卒業者の場合は職業訓練が学校教育に比して何ら劣るものではないにもかかわらず、その社会的評価がきわめて低いことに不本意な心境に陥っている者が多い。担当している指導員の多くも同様に嘆かわしいことと思っている。

このような職業訓練の問題の根源は、わが国独特の教育観にあると考えている。その明治期の問題についてはすでに整理した⁽¹⁾。しかし、問題は戦後にもある。戦後の問題を整理している⁽²⁾過程で「義務教育」の問題について気づかされた。

1. 問題の背景と課題

この問題はすでに佐藤忠男氏が『学習権の論理』⁽³⁾において、義務教育が労働の誇りを消失した、という論を提起している。佐藤氏の論が発表されたときは「教育権」論が喧しく論じられていた時期であり、学習権を論じる人は少なかった。佐藤氏は今日は映画学校長をしている有名な映画評論家であるが、出身は鉄道省（今日のJR）の技能者養成所であり、電気工としての経験を有する人である。つまり教育学者でない佐藤氏が学習権を論じ、そのなかで、教育批判を労働経験の立場から行っていたのである。この佐藤氏の論を理論的にも整理しなければならないと考えていたところであった。

そのようなときに、「教育基本法」が改正された。旧法には「勤労の場所における教育の奨励」があった。この規定を受けて、1948（昭和23）年に教育刷

新委員会は第13回建議で、「……技能者養成所、見習工教習所、組合学校等の教育施設に対しても……高等学校、更に大学に進みうるために、単位制クレジットを与える措置を講ずること」と政府に建議していた。旧「教育基本法」における職業訓練との連携の可能性が芽生えた。この建議を受けて労働省は、企業内訓練の基準を35時間の倍数で告示した。戦後の高校は単位制であり、1単位は35時間であったからである。しかし、その後、文部省は教刷委の建議を完全に拒絶したため、ヨーロッパ諸国では当然の制度である職業訓練と学校教育との連結はわが国では頓挫し、今日に至っているのである。

その最後の手掛かりが新「教育基本法」の制定で解消したのである。何故なら、旧法の「勤労の場所における教育」は新法では削除され、第13回建議そのものが根拠のない空文になったからである。この結果、新「教育基本法」の教育観では職業訓練が隔離されたといえるのである。ところが、日本のほかに例外的に「教育基本法」を制定しているフランスでは、教育の目的を「人格の発達、初期教育・継続教育の水準の向上、社会生活・職業生活への参加、及び市民としての権利の行使を可能にするため」に国民に保障されるとしている⁽⁴⁾のである。

日本と同じ敗戦国のドイツでは徒弟制度が学校と企業内業務によるデュアルシステムを制度化している。アメリカにも徒弟制度は戦前より法令化されていた。さらに、対日教育使節団の勧告では職業教育の実施が強調されていた⁽⁵⁾にもかかわらず、日本では戦後徒弟制度を忌避したのである。

社会一般でみれば今日ほど職業訓練、職業能力開

発の重要性が高まっている時代はかつてなかった。にもかかわらず、教育論では職業訓練をますます遠ざけている。このようになる論理を解明することが本稿の目的である。

2. 「義務教育」規定とマッカーサー草案

明治22年に制定された「大日本帝国憲法」には教育に関する規定はなかった。教育は政府の専決事項であり、勅令により時々指示していたのである。憲法に教育を規定していない国は少なくない。そのような国は地方自治が進んでいる国であり、アメリカもその1つである。

戦後となり、アメリカ軍を中心としたGHQより、日本の民主化として三大指令が出された。その1つが教育の民主化であった。しかし、そのときGHQが指示したことは“Education”の民主化であった。この“Education”を日本政府は「教育」としたことが日本の教育の混乱を今日まで解決できず、ますます世界の動向から離れている根源なのである。何故なら、“Education”は「教育」ではなく「能力開発」であり、さらに強調すれば「職業能力開発」といえるからである⁽⁶⁾。

「教育」の概念がおかしいことは永六輔氏が述べている⁽⁷⁾。すなわち、「『教育』という言葉が良くないですね。…『教育』にかわる言葉をつくるべきです。教育は、「上から下」という方向性しかもっていませんね。」と。

このように考えると、「教育を受ける権利」がきわめておかしい規定であることがわかる⁽⁸⁾。この論理は、臣民となることを受容する観念であり、そこからは自己の興味と関心に基づき働くための学習活動を目指す考え方は生まれてこない。

永氏の論を戦後に示唆していた人物がいた。それはマッカーサー草案の作成にGHQが最も参考にした「憲法草案要綱」を起草した憲法学者の鈴木安蔵であった⁽⁹⁾。鈴木は「教育」の言葉を明記せずに、労働権を重視することにより、国民の学習が保障される、と考えたようである。何故なら、働くためには職業訓練を受けねばならず、職業訓練のためには読み・書き・算の基本的学習を習得しなければならないか

らである。労働を保障するためには学習の保障を前提にしなければならないからである。

すると、戦後の「教育を受ける権利」とセットであった「義務教育」とは何かが問題となる。日本の教育権論の代表ともいえる教育研究者である堀尾氏は、「憲法学者は……『教育を受ける権利』の画期的な意味と、それにともなう義務教育の質的転換について何らふれられていない。」と批判している⁽¹⁰⁾。しかしながら、「教育」の言葉の概念定義をしないままの論では、堀尾氏の義務教育論にも多々疑念が生じる。

例えば、「この用語が最初強迫教育と訳されたことは興味深い。」(傍点原著者)と記していることにある。「強迫教育」を批判的にとらえて、それはおかしいとしているのである。氏は上の一文について「最初」とは何時か、何がどのようにおかしいのかは解説していない。そこで、マッカーサー草案、「日本国憲法」、および「日本国憲法」の英訳の教育に関する条文を見る必要がある。それが次の表である。

マッカーサー草案の該当部を当初日本政府は「無償、普遍的且強制的ナル教育ヲ設立スヘシ」と訳していた。「強迫」と「強制」は大差がないといえるので、堀尾氏の論は政府の訳もおかしいということの意味している。この訳への疑問はきわめて重要な視点であるので考察してみよう。

堀尾氏が先の論の結論の部分で「教育を受ける権利」が、「国家が主宰する強制就学義務の思想……と決定的に対立するものであるということが出来る。」としていることも注目される⁽¹¹⁾。このときの「強制」とは何なのかも良くわからない。つまり、マッカーサー草案の“compulsory”のことなのか否かがわからない。「教育を受ける権利」との関係では義務教育は「決定的に対立するもの」になるというのである。

「教育を受ける権利」と「義務教育」との関係は何故対立するのであろうか。文章のニュアンスからすると、「教育を受ける権利」に対して、「義務教育」が対立して「教育を受ける権利」を阻害するように受け取れるが、堀尾氏はその意味を述べていない。

マッカーサー草案の注目すべき点は“compulsory”である。つまり、“compulsory”をそのまま「強制」

マッカーサー草案

Article XXIV. In all spheres of life, laws shall be designed for the promotion and extension of social welfare, and of freedom, justice and democracy.
Free, universal and compulsory education shall be established. (以下は教育事項でないので略す。)

「日本国憲法」

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育はこれを無償とする。

「日本国憲法」英文 “The Constitution of Japan”

Article 26 All people shall have the right to receive an equal education correspondent to their ability, as provided by law.
All people shall be obligated to have all boys and girls under their protection receive ordinary education as provided for by law. Such compulsory education shall be free.

と訳していたことであることがわかる。

そこで、“compulsory”を英英辞典のウェブスターでみると、“that must be done”となっている。“compulsory”とは「強制する」とか「強制された」という意味が強く、「土地の強制収容」、「強制兵役」、つまり徴兵制等の場合に用いられている。これは「義務」の観念とは異なるといえよう。

“Education”を一般的な訳である「教育」として“compulsory education”を直訳すれば、「強制教育」となる。「強迫教育」でも大差はない。このように考えると、堀尾氏が指摘している「強迫教育と訳されたことは興味深い」とは何を意味しているのか、逆にわからなくなるといえよう。

なお、マッカーサー草案の同文箇所は後には「義務教育」と紹介されるようになる。堀尾氏も「義務教育」が正しいとする立場であろう。また、「日本国憲法」の「義務教育」を訳した部分は“compulsory education”である。今日の多くの和英辞典でも同じように解説している。

以上から、“compulsory”の理解に問題がありそうである。それは、特に「教育」と関係するときに表面化するようである。

例えば、「日本国憲法」の「保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う」の「義務」の訳には“be obligated”を用いて使い分けている。なお、国

民の「義務」としての最も重要なのは納税の義務であるが、これには“obligation”を用いている。“obligation”といえは武人（貴人）の“Noblesse oblige”「身分に伴う義務」の言葉があるように⁽¹²⁾、権力による強制的な「義務」というよりも、個人の内発的な責任感による道徳的な行為を意味しているといえよう。また、「日本国憲法」の「勤労の義務」は“obligation to work”である。

なぜ、“compulsory education”が「義務教育」なのであろうか。むしろ「義務教育」とする方がおかしいのではなかろうか。何故なら、戦前は「教育を受ける義務」としての義務教育であったからである。

その理由は、直訳した場合の日本語である「強制的な教育」とは穏やかではないということにあらう。この問題は「教育」の意味を注8に紹介した『広辞苑』の定義のようにとらえているためであらう。すなわち、「強制的に人間に他から意図をもって働きかけ、望ましい姿に変化させ、価値を実現する活動」となるからである。堀尾氏が「強迫教育と訳されたことは興味深い」としたこともこのような理解なのではなかろうか。

この問題はやはり「教育」を“Education”と解している日本的な理解に問題があることがわかる。しかし、“Education”を「能力の開発」とすれば、“compulsory education”は「強制的な能力の開発」

となり何も問題は生じないのである。それが政府の責任だ、とする立場であることは疑いようがない。つまりマッカーサー草案は

無償の、かつ普遍的、強制的な能力開発の確立となる。これは明らかに国民の能力開発を政府の責任で行う、という意味である。この文に主体と客体を明記すれば

政府による無償の共通的な国民の能力の強制的開発の制度化

となる。政府の責任で国民の能力開発を行うのであれば、公費により行うのが当然である。このようなことから「義務教育はこれを無償とする。」については

“Such compulsory education shall be free.”

となるのは必然であることがわかる。

なお、「強制教育」は国家統制になることが危惧されるが、「強制能力開発」では「国家統制」になることはあり得ないことも明らかである。おわかりのように、その「能力」とは潜在能力であり、その開発は1人ひとりの個性に応じて別々に行わざるを得ないからである。

以上のように、堀尾氏が危惧することは「教育」の言葉の持つ問題だということがわかるのである。しかし、「強制」をつけなくても「教育」は強制的な意味合いを元来持っているというのが明らかである。このことは前著に明らかにしたとおり、孟子が「教育」を創造したときからの「教育」の言葉が持つ宿弊である。そのため「義務教育」と言葉を変えても「教育」を使用している限り、堀尾氏が危惧した事態が進むのである。このことを永氏は「教育は『上から下』の方向しかない」と批判したのである。

「強制教育」では奴隷や動物に対する教育のように感じられる。これではイメージが悪く、民主国家の憲法条文としてはふさわしくない。そこで「義務教育」としたのではなからうか。英語の意味は「強制的な能力開発」であり、何も可笑しくはないのにもかかわらずである。

以上のように、“compulsory education”を「義務教育」と訳したことは、“compulsory”と“education”を二重に誤訳していることになるといえよう。

堀尾氏が「この用語が最初強迫教育と訳されたことは興味深い。」と述べたことは、正に堀尾氏も“Education”を能力開発と考えず、「教育」、特に『広辞苑』的な「教育」観で考えていたからといえよう。

上のような堀尾氏の「教育」のとらえ方は今日まで変わっていないといえる。例えば国旗・国歌の強制に対する裁判の意見書と証言をまとめた堀尾氏の最新書は『教育に強制はなじまない』⁽¹³⁾であるが、“compulsory”を仲介すればこのタイトルは「教育に義務はなじまない」となる。このような矛盾は「教育」の意味を誤解して今日でも幻想を引き継いでいる証左といえる。しかし、「教育」の言葉を守ろうとすれば、当然の帰結であるといえよう。

3. 「義務教育」についての国会審議

先に紹介したような、きわめておかしな日本的「義務教育」という言葉はどのようにして「日本国憲法」に規定されたのだろうか。その「義務教育」の条文は、「日本国憲法」第26条の第二項に次のように規定されている。

すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育はこれを無償とする。

ところで、上の部分は当初に国会に提出した政府の「憲法改正案」では

すべて国民は、その保護する児童に初等教育を受けさせる義務を負ふ。初等教育は、これを無償とする。

であった。つまり、最初は「義務教育」ではなく、「初等教育」だったのである。このように「日本国憲法」に「義務教育」が規定されたのは国会での審議の過程においてである。その「初等教育」が「普通教育」と「義務教育」となったのである。

「普通教育」を留学生は意味がわからないという。「初等教育」が「普通教育」となった問題も職業訓練を考察するときには重要であるが、別稿⁽¹⁴⁾にゆずり、ここでは後者の「初等教育」が「義務教育」となった経過を国会審議から見てみよう。

その憲法改正の国会審議の中で、「義務教育」に関する主要な議論は次のような1946（昭和21）年7月

30日の衆議院第7回「帝国憲法改正案委員小委員会」においてであった。

78○大島（多）委員 今御讀みになつたやうに、修正を御願ひしたいと思ふ所は、第二項の「兒童に初等教育」と云ふ所を消しまして、其の代りに「青少年に法律の定める年齢まで」と云ふことを入れる譯です、それから其の次の文章の一番初めの「初等」を削つて「義務」と入れて「義務教育は」とするのです、之を提案致しました理由と致しましては、御承知の通り現在でも青年の方は義務教育に俟つて居る次第でありますから、それを兒童だけに限定しまして、初等教育だけに限定をすると云ふことは、是は正に時代逆行でありまして、われわれ教育に関心を持つて居る者と致しましては、憲法に斯う云ふ規定をされると云ふことは非常に辛い譯であります、全国の教育者は全部此の修正を熱望して居る次第でありまして、軍備なき日本と致しましてはどうしても教育に依つて再建設をしなければならないと云ふ時に、義務教育の年齢を低下せしめられると云ふことは、是は非常に堪へ難いことであります、……

80○林（平）委員 是は私の方で提案して居たのと全然一つ狙ひであります、修正を希望する所も例へば初等教育を義務教育に改めると云ふ點も一つであります、一括して御決め願つて議題にして戴きたいと思ひます

これらの意見を受け、芦田委員長が次のような改正案を提案する。

101○芦田委員長 「年齢まで」と云ふのは「法律の定めるところにより」と言つても同じことですね、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とす。」斯う云うことですね、大島委員の言う「青年の方は義務教育に俟つて居る」と述べていることは、1939（昭和14）年に施行されていた青年学校の男子義務制のことである。このようにして、新憲法では中学校までが義務

制となつたのである。そのため、「初等教育」が内実にあわなくなつたための用語の変化であつた。

そして貴族院の憲法改正案特別委員会においてもその「義務」の確認が行われている。それは9月19日の第17回における田中耕太郎文部大臣の次のような答弁に現れている。

113○國務大臣（田中耕太郎君） ……第一點の24條一項が教育の機會均等の精神を持つてはないかと云ふ御尋に對しましては、先程佐々木博士に御答へ致しましたやうな意味で、此の點に重點が置かれて居ると云ふ風に存じます、従つて其の結果と致しまして、國家としては育英制度の擴充強化と云ふやうな方法、或は其の他の方法に依つて、出来るだけ機會均等の精神を徹底させなければならぬ義務を負擔して居る譯であります、尚併し此の規定の實益は、學校制度が法律に依つて定められることになると云ふやうなことに付きまして、意味があると存じて居る次第であります、

このように、義務教育は政府の責任として、憲法に規定されたことが明確であるといえよう。

義務教育の観点は明らかに政府の責任である。政府の責任で、国民に等しく「教育」を実施すべきとした規定である。このことは近年の論議となつてゐる義務教育費の国庫負担削減案は全く立場を無視した見解であることがわかる。

4. 國際的規程に「義務教育」はない

「世界人權宣言」には“Compulsory education”はない。その宣言では「教育は、少なくとも初等および基礎的な段階においては、無償でなければならない。」とされている⁽¹⁵⁾。

「世界人權宣言」の文化的事項を中心に規定した「經濟的、社会的および文化的權利に関する國際規約」（社會權規約）では「初等教育は、義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。」と訳されている。“compulsory”を「義務的」と訳してはいるが、この規定においても「義務」が課題なのではなく、「初等教育」の問題であることがわかる。また、

“Education”は「教育」ではないので、この規定はマッカーサー草案に通じるといえよう。さらに、同条の第3項で「親は、子どもに与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。」としていることも記憶しておかねばならない⁽¹⁶⁾。

これらの国際的な規定からいっても「義務教育」が国民の義務とする見方は「教育」に関する誤解の1つであることがわかる。国民の権利としては「学習する権利」でよいはずである。

フランスの「教育基本法」では先にみたように、職業生活が教育の目的になっている。ドイツでは職業訓練の場を求める権利が憲法に相当する「ドイツ基本法」に規定されている。このようなヨーロッパ諸国の観念は国際的規定と共通している。

以上のようなわが国の問題は「教育」のとらえ方が戦前と何ら変わらない概念として戦後も機能し、使用されているといえることにある。

今日の教育問題の根源は、「教育」の言葉そのものにあるのである。「教育」の文字を温存しようとして守る限り、受講者の論理で教育が行われることはないということを教育研究者も理解していなかったといえよう。その中で鈴木安蔵が例外だったといえる。例えば鈴木は、「教育の政治的中立性なるものは、もしも教育がいかなる政治的世界観、信条、知識などからも完全に中立に行われることを意味するならば、げんみつに言う、存在しえない⁽¹⁷⁾」と述べていたのである。

おわりに

「義務教育」では1人ひとりの個性にあった能力開発を要求する論理とはならない。それは画一化の要求となる。能力開発は「働くための学習」に連なるのであるが、そのような論理にはならない。「義務教育」を民主的とする誤解はやがて職業への忌避観を無意識のうちに形成してきたのである。

そのような教育を「義務教育」として戦後改革で実施してきたことが、わが国において職業の観念、労働への誇りが希薄になった根源だといえるのである。佐藤忠男氏が述べていたように、義務教育をはじめとした教育は「労働の誇りを解消した」役割を果た

してきたのである。

今後の人材育成を考えるとき、「初等教育」の段階から、個性に応じた子どもの潜在能力を強制的に開発することが政府の責務である、との観念にならない、と考えるのは筆者のみの愚考であろうか。

<注>

- (1) 拙著『教育と学校をめぐる三大誤解』、学文社、2006年3月。
- (2) 拙著『働くための学習－目的を忘れた戦後教育－』、近刊。
- (3) 佐藤忠男『学習権の論理』、平凡社、昭和48年11月。
- (4) 小林順子編著『21世紀を展望するフランス教育改革』、東信堂、1997年2月。
- (5) 村井実『アメリカ教育使節団報告書』、講談社学術文庫、1979年1月。
- (6) 拙稿「“Education”は『教育』ではない」、本誌1999年6号参照。
- (7) 永六輔「『教育』はおかしい」、『教育をどうする』、岩波書店、1997年10月。
- (8) 『広辞苑』の「教育」の定義「教えること。人を教えて知能をつけること。人間に他から意図をもって働きかけ、望ましい姿に変化させ、価値を実現する活動。」を当てはめれば明らかである。
- (9) 拙稿「鈴木安蔵の労働権と「教育」の回避」、『職業能力開発総合大学校紀要』第36巻B、2007年3月。
- (10) 堀尾輝久「義務教育」、宗像誠也編著『新装版 教育基本法』、新評論、2002年12月(初版1988年5月)。
堀尾は義務教育を戦前と戦後に分けて論じているが、英語の“compulsory education”の意味は変わらないはずであり、堀尾の区別によっても理解困難である。
- (11) なお、マッカーサー草案の教育条文には「教育を受ける権利」は明記されていないが、このことについての問題は拙著、前掲書2を参照いただきたい。
- (12) 新渡戸稲造著、矢内原忠雄訳『武士道』、岩波文庫、1974年改版(初版1938年)。
- (13) 堀尾輝久『教育に強制はなじまない』、大月書店、2006年8月。
- (14) 前掲書2を参照いただきたい。
- (15) 永井憲一監・国際教育法研究会『教育条約集』、三省堂、1987年7月。
- (16) 拙稿「『世界人権宣言』と職業訓練」、本誌1999年3号参照。
- (17) 鈴木安蔵「教育の中立性」、『教育評論』第2巻第10号、1953年。

<参考資料>

- ・国立国会図書館ウェブ「日本国憲法の誕生」、<http://www.ndl.go.jp/constitution/index.html>